

最高裁

原告の上告を棄却

歯科技工の海外委託を放置していたのは国の責任として歯科技工海外委託問題訴訟原告団(協本征男団長)と同弁護団(川上詩朗団長)が上告していた訴訟で、最高裁判所第三小法廷(大谷剛彦裁判長)は2月15日、上告を棄却し、「上告審として受理しない」との判断を下した。原告団らは判断を不当とし21日に声明を発表、国民の安全かつ良質な歯科医療提供のため、問題解決に向け引き続き努力するとの決意を表明した。日本歯科技工士会は今回の決定でコメントを出す予定はないと答えた。

海外歯科技工訴訟

最高裁は判断での上告棄却について、民事事件で最高裁に上告が許されるのは、判決に憲法の誤りがあることなどの条件を定めた民訴法312条1項または2項所定の場合同条各項に規定する事由に該当しない。そして、上告受理申し立てについては、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められないとした。

原告団らは「声明」の中で、最高裁が歯科技工の海外委託が歯科技工士法に違反するか否かという点ではなく、訴えの利益がないなどとした東京高裁の判断を是認したことについて、「歯科技工の海外委託が適法である」とされたものではない」とした。

その上で、全国51の地方自治体の議会においてこの問題を解決するため

の「意見書」が採択されて「不当な判決に」とし、未解決に変わっていないと指摘している。

全国保険医団体連合会(保団連) 歯科代表の宇佐美安氏は2月24日、海外委託技工訴訟で最高裁が15日に上告を棄却し、上告受理の

申し立てを受理しないとした判断について、「不当判決に断固抗議する」との見解を発表した。

原告側の声明

歯科技工の海外委託には、国民に対する安全かつ良質な歯科治療の実現の観点から多くの問題がある。ところが、国民の健康を守るべき責務を有する国は、十分な実態調査を行わず、歯科技工の海外委託を認めた上でその責任を歯科医師に転嫁し、国としての施策は何もせず放置している状態であった。

このような国の姿勢は、無資格者による歯科技工を禁じている歯科技工士法に反し、歯科技工士制

度を根底から崩壊させ、ひいては国民の歯科治療の安全性等を脅かすものといわざるを得ない。そこで、このような国の態度を改めさせるために、本訴訟は提起された。

の利益がないなどというように、訴訟の入り口論で退けた。したがって、本訴訟が敗訴したからといって、歯科技工の海外委託が適法であるとしたものではないことに留意すべきである。

敗訴でも、「適法」とされたわけではない

最高裁判所は上告を棄却し上告受理の申立を受理しないとする。とで、東京高等裁判所の判断を是認したが、東京高等裁判所の判断は、歯科技工の海外委託が歯科技工士法に違反するか否かという点について判断することなく、訴え

私たちは、本訴訟の中で歯科技工の海外委託の実態と問題点を明らかにするとともに、広く世論にも訴えたことから、国会や地方議会などでも取り上げられるようになった。特に、海外で作製された補てつ物から発ガン性物質であるベ

の意見書を探検した地方自治体が51議会に至るまでになったことに現れている。本件訴訟は残念ながら敗訴したが、歯科技工の海外委託問題が未解決であることに変わりはない。歯科技工の海外委託が放置され

ことにより、国民の歯科治療の安全性を確保する制度的な保障である歯科技工士制度の根底が崩壊されるおそれがあること、国民の安全かつ良質な歯科治療が脅かされている状況は続いている。

私たちは、これまで本訟を支援してくれた多くの方々に感謝を申し上げるとともに、これからも歯科技工の海外委託問題を解決するために、広く国民に対して歯科技工の海外委託問題の危険性を訴え続け、行政及び立法の場を含め、あらゆる場所での問題の解決のために引き続き努力する決意である。と共により引き続き戦うとした。



東京地裁前で反対運動を行う原告団ら(2008年6月)

第1685号

日本歯科新聞

2011年(平成23年)

3月1日

<発行所>

日本歯科新聞社

〒101-0061

東京都千代田区三崎町2-20-4

電話03(3234)2475

FAX03(3234)2477

http://www.dentalnews.co.jp/

jdn@dentalnews.co.jp

年刊購読料18,900円(税・送料込)

郵便口座番号00120-5-130369

厚生労働省記者クラブ加盟社